

2007年(平成19年)5月24日

ヒューマンアカデミー株式会社  
代表取締役 磯村 英孝 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 清 水 巖

〒655-0022  
神戸市中央区元町通6丁目7番10号  
元町関西ビル3階  
かげやま司法書士事務所内  
TEL:078 361 7234  
FAX:078 361 7228  
URL:http://hyogo-c-net.com  
〔連絡先〕 かけはし法律事務所  
弁護士 亀井尚也  
TEL:078 361 9494  
FAX:078 361 9493

## 再 申 入 書

当NPO法人の申入書に対し、真摯なご対応をいただきましたことにつき、敬意を表します。

さて、貴社より頂きました「平成19年4月5日付回答書」について、その趣旨は概ね理解致しましたが、更に契約内容を適正化するとともに受講申込者に対して契約内容を明確化する見地から、以下のとおり善処されるよう申し入れます。

なお、本申入書に対する貴社の更なるご見解及び対応策について、お手数ですが、本書面到着後1ヶ月以内に文書にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

### 第1 再申入れの趣旨

- 1 貴社が開設されているライブ講座の受講契約書中の「11. 解約について」の条項中の「万が一お客様のご都合で、やむを得ず」の部分削除し、理由の如何を問わず解約を認める記載にして頂きたい。
- 2 貴社が提供する講座のうち特定継続的役務に該当しない講座の解約規定の手数料について、貴社の回答書では消費者契約法第9条1号に照らしても相当とのことであるが、受講開始前であっても入学金相当額以外に「5~10%の手数料」、受講開始後は入学金相当額、実施された授業回数の受講料の他に「差引残高の50%の手数料」を返金しないとの扱いを改め、学習塾を参考にした若干の手数料を差し引いたうえで残額を返金する扱いに変えられたい。

### 第2 再申入れの理由

- 1 受講契約は、貴社の回答書でも準委任契約の性質を有するとの見解は一致しており、貴社において受講生からの解約の申し出は「すべて一旦は拝受」とされている。

とすれば、申し出内容によって解約制限があるかのように無用な誤解を生じかねない部分は削除・修正しても何ら問題はなく、むしろ貴社の実際の解約処理に沿った記載になるはずであるため。

- 2 貴社が当然に返金しない扱いとされている手数料について、消費者契約法9条1号に照らして相当であるとされているが、「平均的な損害の額」に相当する具体的な理由が示されておらず、受講生に不当な不利益を及ぼす可能性があるため。

以上